

令和5年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務 仕様書

1 目的

あおもり米新品種「はれわたり」の令和5年産での全国デビューを契機として、「青天の霹靂」、「はれわたり」、「まっしぐら」（以下、「あおもり米」という。）の認知度及び評価の向上を図るため、店頭やWeb・SNS等で情報発信するプロモーション活動を展開し、青森県民に愛され、全国の消費者に選んでもらえるあおもり米を目指すものである。

【プロモーションにおける各品種の位置付け（イメージ）】

名称	位置付け（イメージ）
青天の霹靂	・あおもり米全体の知名度・イメージ向上をけん引する、あおもり米のエース ・品質徹底管理と希少性を強みとした高級ブランド米
はれわたり	・これまでの県産米にはない食味の特徴（柔らかさ・強い粘り）を持つ新たなあおもり米 ・青森県内消費者に日常的に選ばれる、特Aクラスの良質米
まっしぐら	・県外を中心に多様な需要に応えることができ、値頃感かつ良食味を強みとした、あおもり米の屋台骨

2 委託業務名

令和5年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務

3 業務概要

あおもり米の認知度及び評価の向上を図るため、以下の業務を行うこと。

(1) プロモーション動画の制作

- ① あおもり米をPRするためのプロモーション動画を制作すること。
- ② プロモーション動画は、「青天の霹靂」及び「はれわたり」それぞれをメインとした動画とあおもり米全体をPRする動画の3種類を制作すること。
- ③ プロモーション動画は、店頭のほか多様なメディアで使用することを想定し、映像解析度 FullHD（1920×1080）程度、時間は15秒～30秒で制作すること。
- ④ 制作したプロモーション動画は、デジタルデータ（mov、mp3等）とし、電子記録媒体（DVD、USBメモリ等）で1部納品すること。なお、走査線の表示方式については別途協議すること。また、走査線の表示方式以外の映像企画についても、変更を指示することがある。

(2) メディアを活用した情報発信

- ① 青森県が開設している「はれわたり」ウェブサイトや「青天の霹靂」公式Facebook、Instagramを活用しながら、上記プロモーション動画を使用した全国

でのあおり米の知名度向上や販売促進につながる情報発信やキャンペーン等を行うこと。

- ② 情報発信は、令和5年産米の販売が始まる前の令和5年9月から開始し、令和6年3月中旬まで行うこと。
- ③ 成果品として、青森県農林水産部総合販売戦略課に実績報告書を提出すること。

(3) あおり米をPRする販促資材のデザイン制作

- ① 「青天の霹靂」及び「はれわたり」それぞれをメインビジュアルとしたポスター（各2種類）、あおり米をPRするのぼり（1種類）のデザインを制作すること。
- ② デザインはデジタルデータ（ai形式等）で制作・保存し、電子記録媒体（DVD、USBメモリ等）に格納して1部納品すること。この時、汎用的に閲覧できるコンピュータ（PDF形式等）を添えること。
- ③ 上記のほか、当該デザインを実際に製作する場合の仕様詳細に関する情報を記載した資料を1部添付すること。

(4) 総合的なプロモーションの提案及び実施

- ① あおり米の認知度の向上及び話題性の創出のため、多様なメディアの活用やキャンペーンの展開など情報発信の手法を提案し、青森県農林水産部総合販売戦略課の了承を得て実施すること。
- ② 情報発信は、令和5年産米の販売が始まる令和5年9月中旬から開始し、令和6年3月中旬まで、効果が継続して発現する内容とすること。
- ③ 成果品として、青森県農林水産部総合販売戦略課に実績報告書を提出すること。

4 委託業務の条件

本業務に係る全ての経費は、契約金額に含むものとする。

5 委託期間

契約締結の日から令和6年3月25日（月）まで

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、青森県農林水産部総合販売戦略課と十分な連絡調整を図りながら行う。
- (2) 本仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度青森県農林水産部総合販売戦略課と協議を行う。